

## 申入れに関するご連絡

平成28年12月21日

〒060-0061

札幌市中央区南一条西六丁目21番地1

キタコー株式会社

代表取締役 草野浩平 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体  
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道  
理事長 町村泰貴

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目ほくろビル4階

TEL：011-221-5884 FAX：011-221-5887

冠省

当NPO法人から、貴社に対し、添付の平成28年11月2日付け申入書（以下単に「申入書」という。）をお送りしました件につきまして、ご連絡いたします。

当NPO法人は、申入書において、貴社がその全賃貸物件について町内会費として賃借人から徴収した金員のうち、町内会費として支払いしなかった過徴収金の有無を明らかにした上で、過徴収金がある場合は各賃借人に任意に返還すること（申入の趣旨1項）、及び町内会費の徴収に関する内容を改訂した後の「賃貸借契約書」のひな形を開示していただくこと（同2項）を求めておりますところ、貴社からは、未だにご回答をいただけておりません。

つきましては、申入書に対し、平成29年1月20日（金）までにご回答くださいますよう、改めて申入れいたします。

なお、申入書及び本連絡の内容、並びに貴社からのご回答の有無やその内容につきましては、当NPO法人のウェブサイト等において公表させていただきますことを申し添えいたします。

草々